

図表1 A社の損益計算書(単位:百万円)

	前々期	前期	今期
売上高	1,100	900	1,400
売上原価	970	790	1,250
売上総利益	130	110	150
販売管理費	120	100	130
営業利益	10	10	20
営業外費用	5	5	5
経常利益	5	5	15
税引前当期利益	5	5	15
法人税等	2	2	4
当期利益	3	3	11

とおり、A社は今期、業績が良かった。もちろん、純粋に受注が増えたと考えられるが、今一度、財務リスクが生じていないか、そして業績リスクを踏まえて来期もこのような業績が続くのか、チェックしてみたい。

なお、土木・建設工事業者では、特有の勘定科目が出てくるので、自己査定ではその理解が不可欠だ。例えば、一般の「売掛金」は建設土木業者では「完成工事未収入金」となる。同様に棚卸資産の「仕掛品」「半製品」は「未成工事支出金」に、「買

図表2 A社の貸借対照表

(単位:百万円)

	前々期	前期	今期		前々期	前期	今期
現金・預金	70	50	170	支払手形	20	10	10
完成工事未収入金	85	45	70	工事未払金	10	15	55
未成工事支出金	680	660	640	短期借入金	550	250	300
その他流動資産	300	350	80	未成工事受入金	420	680	400
流動資産合計	1,135	1,105	960	その他流動負債	0	2	29
建物・構築物	30	30	50	流動負債合計	1,000	957	794
土地	450	450	450	長期借入金	50	140	150
その他固定資産	305	385	360	固定負債合計	50	140	150
固定資産合計	785	865	860	負債合計	1,050	1,097	944
資産合計	1,920	1,970	1,820	資本金	50	50	50
				その他剰余金	820	823	826
				純資産合計	870	873	876
				負債純資産合計	1,920	1,970	1,820

ま、いま取引金融機関として検討したい対応をもう一つ考え

正常先であるということ踏まえ、

「3要件」は、①法人と経営者との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示——このすべてを満たせば経営者保証は求めないという点を厳格に適用しようとする営業店の姿勢があるからといわれている。

金融機関の経営トップがガイドラインの活用を促したとしても、営業

「掛金」は「工事未払金」となる。この点には注意したい。

経営者保証ガイドラインの活用も検討する

金融庁の統計では、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は、2018年3月末時点で16.1%と低調。その要因はガイドラインに定める「3要件」、すなわち①

てみよう。それは、経営者保証ガイドラインの活用だ。

金融庁の統計では、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は、2018年3月末時点で16.1%と低調。その要因はガイドラインに定める「3要件」、すなわち①

店で厳格な適用を目指してしまいう傾向があり、その活用が進みにくいのだ。

ガイドラインの運用として、3要件が未充足でも、最終的には金融機関の総合判断・創意工夫で経営者保証を求めなくても問題はない。営業店担当者は、ガイドラインの運用に際して柔軟な取組みができていない傾向にあるので、今一度、ガイドラインについて確認することを勧めたい。

経営者保証を外せない理由は、保全と規律の面で不安があるからだ。筆者の過去の経験からすると、保全面であれば、純粹な個人保証からの回収はほとんど望めない。したがって、保全の観点からの経営者保証の必要性は低いといえる。

規律付けが経営に対するプレッシャーになり得るのかという点だが、長年事業を継続している大口メイン正常先であれば、そこは問題はないだろう。

こんな債務者区分の融資先にはこのような対応を考えよう



金融検査マニュアル廃止に伴い、今から融資先にどんな対応をすべきか、債務者区分別に解説する。

case 1

長年の大口メインで正常先の総合工事業
(1分類。業況・財務リスクあり)

土 木・建設など総合工事業のA社は、業歴55年の長年の大口先である。自行が融資シェア70%のメイン先であり、過去の内部留保の大きな蓄積で常に正常先にランクされており、貸出金はI分類である。

しかしながら総合工事業は、工事受注が公共事業の状況や景気の動向により大きく左右されることもあり、業況・財務リスクは常につきまといっている。

業界に特有のリスク要因などを再確認

業況リスクとしては、売上高の変動要因が挙げられる。我が国の建設投資は1992年の84兆円をピークに減少傾向が続き、2010年には半分にまで

落ち込んだ。その後、震災復興需要などで増加したが、2014年から再び減少傾向に転じ、地域格差がある。今後は緩やかな維持が想定されているが、飛躍的発展は望めそうにない。

一方で、財務リスクについてはどうか。

この業種では売上高・収益・原価の計上方法として、工事の進捗状況に応じた「工事完成基準」と「工事進行基準」がある。工事完成基準とは、工事が完成し、引渡し完了したことをもって売上高・収益・原価を計上する方法。工事進行基準は、工事の進捗状況に応じて決算ごとに売上高・収益・原価を計上する方法である。

税務上は、一定の要件を満た

す工事(工事期間1年以上でかつ請負金額10億円以上)については工事進行基準が強制適用されるが、その他の工事は選択適用でき、どちらを採用するかで完成工事売上高・完成工事原価などが実態と異なってくる。これは期ごと・工事ごとに変えられるため、より複雑になる。

そのため実際に引渡し完了していないのに売上高を計上するという操作ができる。また、完成した工事にかかる原価を完成工事原価として費用処理せず、未成工事支出金として繰延処理することで、利益率の改善操作が可能となってしまう。

「長年、正常先だから大丈夫」と安心することなく、金融検査マニュアル廃止に向けて、こうした業況リスク・財務リスクがあることを踏まえて、改めてA社の実態を見直すようにしたい。

特に図表1・2を見て分かる